

年末年始ごあいさつ用カレンダーの配布に関する本社の対応の調査結果および再発防止策について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀／以下「日本郵便」）は、年末年始におけるお客さまへのごあいさつ用カレンダーの配布に関する本社の対応について、調査結果および再発防止策をお知らせします。あわせて、業務外活動についての調査結果および措置をお知らせいたします。

1 調査の目的

年末年始におけるお客さまへのごあいさつ用カレンダーの配布（以下「本施策」）については、本年11月26日にお知らせしたとおり、本施策実施段階において、会社として政治活動をしているかのような誤解を生じさせる不適切な事象が郵便局で認められたものでした。また、一連の対応の中で、本施策と政治資金規正法の関係についても、一部の報道機関からご指摘をいただきました。

今回、本施策を決定するにあたっての本社の対応の経緯、背景を調査することで、政治資金規正法への抵触の有無の検証、本社の決定にあたっての問題点を明らかにし、今後の再発防止につなげることを目的とし、調査を行ったものです。

2 調査方法

本社の対応が調査対象となることから、客観性等を確保するため、日本郵政株式会社に調査を依頼し、同社の依頼を受けた渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に所属する弁護士等から構成される「外部調査チーム」が調査を担当しました。

調査方法としては、関係者（計23名）を対象としたヒアリングやデジタルフォレンジックによるメール・データの調査を行いました。

3 調査結果（調査結果の詳細は、本日、日本郵政株式会社が公表した「カレンダー事案に係る日本郵便本社等に対する調査報告書」をご確認ください。）

（1）調査で認定した事実

ア 2018年度の本施策実施決定について

- i) 2018年8月下旬頃、全国郵便局長会（以下「全特」）の事務局担当者が、当時の取締役会長（以下「元会長」）および地方創生室を担当する役員（以下「担当役員」）と面談の際、2019年版カレンダーを日本郵便で購入することを要望。その際、全特事務局担当者から、本件要望の理由等の詳細な説明はなかったもの。
- ii) 担当役員は、自ら担当する地方創生に係る施策として実施することを検討し、経営陣への説明、関係部署への社内調整を実施。その際、元会長のほか、当時、予算を総括していた代表取締役副社長兼執行役員上級副社長（以下「元副社長」）には、全特から要望があった旨を説明。
- iii) 担当役員は、カレンダーが専ら政治活動に使用されることないと認識。また、顧客と全特支援者等が重なる場合があり、顧客に対するあいさつの際にカレンダーが全特支援者等に対する政治活動の趣旨が含まれるリスクを否定できないことを認識し得たことを自認。それに対し特段の措置を講じるには至らなかったもの。
- iv) 本施策の意思決定に当たっては、社内で定める規則に則って、必要な手続が行われたもの。

イ 2019年度の本施策実施決定について

- i) 2019年6月頃までに、全特の事務局担当者、全特会長から担当役員に、2020年版カレンダーについて、前年の2倍の部数を配布できるよう要望。
- ii) 担当役員は、配布部数を2倍として2019年度も施策を実施することを検討し、経営陣への説明、

関係部署への社内調整を実施。その際、元会長および元副社長には、全特から要望があった旨を説明。

iii) 本施策の意思決定に当たっては、社内で定める規則に則って、必要な手続が行われたもの。

ウ 2020年度の本施策実施決定について

i) 関係役員らが全特関係者から要望を受けた事実は認められなかったもの。

ii) 本施策の意思決定は、前年度からの継続施策として、社内で定める規則に則って、必要な手続が行われたもの。

(2) 本施策の政治資金規正法への抵触の有無

本施策実施を決定し予算措置を行ったことは、「政治活動に関する寄附」に該当するものではなく、政治資金規正法に抵触しないと考えられるもの。

4 調査結果に基づく日本郵便の対応

(1) 本施策の決定にあたっての問題点

本施策は、全特からの要望が契機となります。全特から要望の理由等の詳細な説明はなかったものであり、会社として、日頃の感謝をお伝えするために年末年始におけるお客様へのごあいさつ用カレンダーを配布する施策を決定したこと自体に、不適切な点はなかったと考えます。

ただし、担当役員は、業務として顧客に対するあいさつの際にカレンダーが全特支援者等に対する政治活動の趣旨が含まれるリスクを否定できないことを認識し得たことを自認しているため、現時点において要求される担当役員のリスク感度の水準から判断すれば、本施策実施に当たり、リスク感度を高めて対応し、例えば、経営陣に進言した上で、郵便局に対する周知徹底を図るなどの対応策を講じるべきであったと考えます。

また、担当役員から全特から要望があった旨の説明を受けていた元会長、元副社長についても、日頃から担当役員にリスク感度を高く保つよう指導を行うべきであったと考えます。

結果として、本施策実施段階において、会社として政治活動をしているかのような誤解を生じさせる不適切な事象が郵便局で発生したものです。

(2) 関係者に対する措置

担当役員に対して「厳重注意」とします。また、元会長、元副社長は担当役員への指導不十分として「役員在職中であれば、厳重注意に相当していたもの」と認められるものです。

(3) 再発防止策

本社において、会社業務と業務外活動のしゆん別の認識、そのことが経営にどのような影響を及ぼすのかについての知識・認識が十分ではなかったと考えます。

このため、会社業務と業務外活動のしゆん別について、全役員・社員に継続的に指導を行います。

また、政治資金規正法を含む関係法令の最新の知識を持ち、経営に与える影響の知識を得た上でリスク感度を高めるよう、役員に対する専門家による関係法令等の研修を行います。

役員に対する研修内容は、本社・支社社員に対しても、順次展開いたします。

5 業務外活動の調査

本施策の調査結果を本年 11 月 26 日にお知らせした際にお伝えしていたとおり、業務外活動について、全エリアマネジメント郵便局長を対象に調査を行いました。調査結果および結果に基づく措置については別紙のとおりです。

今後もお客様が安心して郵便局をご利用いただけるよう、再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

以上